## 伐採・搬出・再造林ガイドライン

令和3年3月26日 岩手県農林水産部森林整備課

## 1 本ガイドライン策定の趣旨

本県の森林は、林産物の供給のみならず、水源の涵養や土砂災害の防止、多様な生物の保全、地球温暖化の防止等、県民が豊かで安全な生活を営んでいく上で必要不可欠な様々な機能を有しており、本県の森林を県民共有の財産として、健全な姿で次の世代に引きついでいく必要があります。

一方で、戦後造成された人工林資源が利用期を迎えており、「伐って、使って、植えて、育てる」というサイクルの持続可能な林業経営を実践し、森林の持つ多面的機能の維持増進を図りながら、森林資源の循環利用を進めていくことが重要です。

これらを実現していくためには、伐採事業者や造林事業者など各事業者が連携し、持続可能な林業経営について森林所有者の理解を得た上で、伐採から再造林、さらにその後の保育作業を行う体制の構築・強化を一層推進していく必要があります。

また、岩手県では、平成12年に学識経験者や林業関係団体等で構成する森林施業に関する懇話会において定めた「伐採等森林施業のあり方に関する指針(森林施業に関する懇話会報告)」に基づき、伐採や作業道開設などの森林施業を適切に行うよう関係団体等に指導してきたところですが、近年、記録的な豪雨による災害が全国各地で頻発していることから、林地残材の流出や作業道等の崩壊による土砂流出を未然に防止するため、林地保全に配慮した森林施業のあり方を現状に即して見直すとともに、再造林等による確実な更新についても考えていくことが必要です。

このような状況を踏まえ、岩手県では、伐採や搬出、再造林に関して、国の 指針や懇話会報告をもとに、林業事業体等が作成する規範や指針などの参考と なるよう本ガイドラインを策定しました。林地保全に配慮した森林施業を徹底 し、災害防止を図るととともに、伐採・搬出・再造林の一体的かつ計画的な実 施に向けて伐採事業者、造林事業者、森林所有者の一層の連携促進を図るため、 本ガイドラインを御活用ください

# 2 ガイドラインの適用

本ガイドラインの対象となる施業は、岩手県内の民有林における伐採(主伐、間伐)、搬出(路網整備等)及び再造林とし、林業事業体が作成する規範や指針などにおいては、以下の3に掲げる内容に基づき必要な事項を定めるものとします。

## 3 伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン

### (1) 伐採・更新計画の作成

ア 伐採と造林を同一の事業者が実施する場合にはその事業者が自ら、別の 事業者が実施する場合にはそれぞれの事業者が連携して、伐採現場の状況 を踏まえて、立木売買契約や作業委託・請負契約等の締結時点など伐採を 行う前に、伐採及び更新の実行に関する計画(伐採・更新計画)を立て、 森林所有者に説明します。

# 【伐採・更新計画に定める事項】

以下の事項は必ず定めることとし、伐採方法(主伐、間伐)、植栽時期、 獣害対策の実施等の項目を必要に応じて追加します。

- ① 森林の所在地:地番、林小班
- ② 伐採計画:樹種、林齢、面積
- ③ 更新計画(主伐の場合): 更新方法(再造林・天然更新)、造林樹種、面積
- イ 伐採・更新計画については、伐採(主伐)後の適確な更新を確保できる 更新計画を定め、それを勘案して伐採計画を定めます。その際には、伐採・ 更新を行う森林が所在する市町村森林整備計画に定める内容に適合する 計画となるよう留意します。
- ウ 伐採事業者等は、作業開始に先立ち、作業員に伐採・更新計画の内容を 周知します。作業を他の事業体に請け負わせるときは、伐採・更新計画を 守ることを条件とします。
- エ 伐採事業者等は、当該森林について森林経営計画が作成されていない場合には、適切な森林経営を計画的に進めるとともに、造林補助事業等の支援制度の活用などが可能となるよう、森林所有者等に対し、森林経営計画の作成を働きかけます。

### (2) 契約、許可、届出、制限の確認

# ア 森林の土地や立木の権利の確認

伐採事業者が、森林所有者との立木売買契約や作業委託・請負契約等を 締結する際には、森林の土地や立木の権利者や権利の区域の範囲について 確認を行います。

# イ 保安林等法令の制限

伐採事業者は、保安林等法令による伐採の規制がある土地であるかどうかを確認し、伐採規制がある場合には、規制内容を確認し必要な許可等を得ます。

ウ 森林経営計画、伐採及び伐採後の造林の届出(伐採造林届出)の確認 伐採事業者は、森林経営計画の認定の有無について確認を行います。

## 【認定を受けている場合】

- ・ 伐採事業者は、計画内容を確認するとともに、事後の伐採等の届 出について、認定森林所有者等と提出時期や届出内容の確認などの 調整を行います。
- ・ 伐採事業者が森林経営計画の作成者の場合には、自らが手続を適 切に行います。

# 【認定を受けていない場合】

- ・ 保安林以外である場合、伐採事業者は、森林所有者や造林事業者 等と連携して市町村森林整備計画に適合した伐採及び造林の計画を 立て、伐採を始める90日前から30日前までに「伐採及び伐採後の造 林の届出」を行い、届出内容に従った伐採及び伐採後の造林を行い ます。
- ・ 造林事業者は、伐採後の造林が終了した後、30日以内に造林状況 を市町村長へ報告することについて、森林所有者と報告時期や報告 内容の確認等の調整を行います。
- ・ 立木を買い受けて伐採を行う場合には、伐採後の造林に係る権限 を有する者と共同して届出書を提出します。
- ・ 伐採作業を森林所有者等から請け負って実施するときは、森林所 有者等による届出手続が適切に行われるよう確認等を行います。

### エ 森林の土地の購入の際の届出

・ 伐採事業者は、立木とあわせて森林の土地を購入した場合、その土地の 規模に応じて、国土利用計画法に基づく届出、又は、森林法に基づく森林 の土地の所有者届出を行います。 計画的な森林施業の実施を図る観点から、購入した森林については、森林経営計画を作成し、認定を受けるようにします。

# オ 補助事業等の履歴の確認

伐採事業者は、造林補助事業やいわて環境の森整備事業などの履歴を森 林所有者等に確認し、伐採を行うことにより過去の造林補助事業等の補助 金返還などの要件に抵触しないかを確認します。

## (3) 伐採に係る留意事項

# ア 伐採区域

- ・ 伐採事業者は、伐採開始前に森林所有者と協議を行い、雪崩や落石、風 害等を防止し林地の保全を図るため、渓流周辺や尾根筋について保護樹帯 を設置することや、野生生物の営巣に重要な空洞木や止まり木の保護を図 ることなど留意すべき事項について慎重に検討した上で、伐採の適否を判 断します。
- ・ 主伐に当たっては、気候や地形、土壌等の自然条件や、公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採箇所の分散や伐区1箇所当たりの面積規模の縮小を図ります。
- ・ 伐区 1 箇所の大きさは 20ha を限度(法令等により伐採面積の上限が 20ha より小さい面積で指定されている場合にあってはその制限の範囲内) とし、10ha を超える場合には、土砂流出等災害防止の観点からの検討を行い、その検討結果に応じて、伐区を複数に分割し、伐採を空間的、時間的 に分散させるようにします。
- ・ 伐採を行う際には、誤って伐採計画範囲や土地の所有界を超えた伐採をしないよう、あらかじめ区域の明確化を行います。
- ・ 森林の公益的機能の発揮の観点から、主伐において、伐採跡地が連続しないよう、伐区間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
- ・ 主伐において、植栽木を寒風害等の気象害から守り、バッファゾーン(緩 衝地域)の役割を果たすよう、必要に応じ、尾根筋に幅員30m以上の保護 樹帯を設置します。また、渓流沿いには、土砂流出や渓岸侵食の防止など 林地の保全を図るとともに、生物多様性を保全するため、必要に応じ、河 道の両側それぞれに10m以上の保護樹帯を設置します。

### イ 作業実行上の配慮

・ 伐採事業者は、一時的に使用する作業道や土場について、その後の植生

回復に支障を来さないよう土壌攪乱に注意するとともに、埋め戻し等の方法により早期に原状回復するよう対応します。

- ・ 民家や道路等への伐倒木や枝条、転石等の落下や土砂等の流出の防止を 図ります。
- 早朝等における騒音防止など、周辺の生活環境への注意を払います。
- ・ 現場に立て看板を設置すること等により、現場内の安全確保や事故防止 を図ります。
- ・ 地域住民の通行する道路では、作業が通行の妨げとならないよう十分に 注意を払うとともに、運材のための道路の使用について必要な許可、地域 の理解を得た上で作業を行います。
- ・ はい積みの位置は原則として作業道の谷側としますが、この際、極力沢 筋は避けることとします。やむを得ず沢筋に設置する場合には、降雨等に より下流へ流れ出ないよう、最大水位高から2m以上高い位置に安定した 状態で置くようにします。
- ・ 森林病害虫被害を防止するため、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」(平成27年3月3日付け森整第799号岩手県農林水産部長通知)や「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」(岩手県農林水産部森林整備課)等に基づき、適正に作業を行います。

### (4) 造林に係る留意事項

#### ア 更新方法

- ・ 森林所有者は、市町村森林整備計画に定める植栽によらなければ適確な 更新が困難な森林においては、造林事業者への委託等により、植栽による 更新を確実に行います。
- ・ 木材生産に適する森林など持続的に林業を行うことが可能と考えられる森林においては、積極的に植栽による更新を行います。
- ・ 天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系 からみて、天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うも のとします。
- ・ 更新状況により、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然 更新補助作業又は植栽により確実に更新を図ります。
- ・ 市町村森林整備計画で定める鳥獣害防止森林区域の情報等も踏まえ、植 栽に当たっては、防護柵の設置等による鳥獣害防止について検討するとと もに、適切な保育作業により森林の健全な育成を図ります。

### イ 再造林に関する森林所有者への説明

伐採・更新計画を作成する際、伐採事業者は、造林事業者と連携して、森林所有者に対して伐採から再造林までに係る収支や再造林の必要性等をわかりやすく説明するなど、再造林に対する森林所有者の意識の向上に向けた取組を行います。

# ウ 伐採と造林の一貫作業の推進

再造林における森林所有者等の自己負担の軽減を図るため、伐採と造林の一貫作業による作業効率の向上に努めるものとし、森林所有者からの要請に応じて、一つの事業者が伐採から造林までを一貫して引き受けるか、又は、伐採前に伐採事業者と造林事業者との連携体制を築いておくようにします。

## エ 苗木の確保

計画的な再造林を進めるため、伐採を計画する時点で伐採事業者と造林 事業者が情報共有を図るとともに、苗木の予約購入等により計画的な苗木 の調達を行います。

## (5) 路網整備・土場整備

ア 使用目的・期間に応じた施工

- ・ 路網や土場を作設する者は、作設に当たり、土地所有者等との話し合い などにより、使用の目的や期間を明確にし、適切な施工を行います。
- ・ 一時的に使うものについては、埋め戻し等の方法により原状回復が早く 進むように、長期にわたり使用するものは路体、土場、法面が早期に安定 するように、それぞれ配慮します。

### イ 整備に当たっての留意事項

- ① 基本的な考え方
- ・ 立木の伐採等による林産物の搬出に当たっては、地表のかく乱や林地 の崩壊、土砂流出等により災害が発生しないよう、現場の状況に応じて 架線集材とするなど、林地の保全に配慮した搬出方法とします。
- ・ 路網や土場は、伐木造材や集材等に使用する機械の種類等に適合し、 作業効率が最大になるように配置することとし、その際、現地踏査や資料等により地形や地質、気象条件、水系等を確認するとともに、道路等 の公共施設や人家、田畑、埋蔵文化財、地下構造物などの有無、野生生物の生息、生育の状況等も考慮します。
- 森林作業道の作設に当たっては、「岩手県森林作業道作設指針」(平成

23年4月8日付け森整第27号岩手県農林水産部長通知)等に基づく路線計画、施工、周辺環境への配慮、管理を行うこととし、林地の保全や民家、一般道、水源地付近での配慮、生態系と景観保全への配慮、切土・盛土の処理や法面の保護、排水の処理等を適切に行います。

# ② 林地保全への配慮

- ・ 路網や土場の作設により、林地の崩壊や土砂の流出などの災害が発生 しないよう、傾斜等地形に応じた集材方法及び使用機械を選定するとと もに、丸太組工など林地保全に配慮した工法等を採用することとし、必 要最小限かつ地形に沿った路網や土場の配置を計画します。
- ・ 路網の幅や土場の広さは、作業の安全を確保した上で必要最小限のものとし、作設の際には、切盛の高さを低くし土工量を抑えるなど林地保全に配慮した施工を行い、盛土の締固めや丸太組工等による補強、法面保護工の実施など、必要な対策を講じることにより盛土や法面の安定化を図ります。
- ・ 急傾斜地や地形、地質、土壌の条件等が悪い、また、渓流に近接しているなど、林地の崩壊や土砂の流出を引き起こすおそれがある場合には、 路網や土場の作設を避けることとします。
- ・ 作設時においても、山腹法面の状態や水の流れなど、現場の状況に注意を払い、路網や土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにします。
- ・ 路網は、渓流を横断する箇所ができるだけ少なくなるよう配置すると ともに、路面の洗堀や路肩の崩壊等が発生しないよう、排水施設を設置 し維持管理を行うなど、路面等の保護のための排水処理を適切に行いま す。
- ・ 渓流沿いには、土砂流出や渓岸侵食の防止など林地の保全を図るとと もに、生物多様性を保全するため、必要に応じ、河道の両側それぞれに 10m以上の保護樹帯を設置します。

### ③ 周辺環境等への配慮

- ・ 伐倒木や枝条、転石等の落下や土砂等の流出の防止を図ります。特に、 民家及び道路や鉄道などの重要な施設が直下にある場所には、作設を避 けることとします。
- ・ 作設する際には、早朝等における騒音防止など、周辺の生活環境への 注意を払います。
- 取水の施設等がある場合は、濁水を発生させないよう、その周辺では

作設を避ける等の対応を行います。

# (6) 事業実施後の留意事項

ア 枝条残材、廃棄物の処理

- ・ 伐採事業者は、枝条残材を利用しない場合、林地で雨水を堰き止め、崩壊を誘発すること等がないよう片付け方に十分注意するとともに、あらかじめ発生量を見積もって存置箇所の準備や処理方法等を想定し、枝条残材の山積みは避けます。
- ・ 渓流敷に落ちた端材等は、渓流敷外に搬出し、降雨等により下流へ流れ 出ないよう、最大水位高から2m以上高い位置に安定した状態で置くよう にします。
- ・ 廃棄する資材、廃油等は全て持ち帰り、適切に処分します。

# イ 路網・土場

- ・ 一時的に使用した路網、土場は、事前の土地所有者等との取り決めに基づき埋め戻すなどし、植生の回復を促します。
- ・ 長期間にわたり使用する路網、土場については、あらかじめ管理者や管理・補修方法について森林所有者等と取り決めを行った上で、設置・利用し、設置に当たっては長期間壊れにくい施設となるよう必要な排水処理等を行うとともに、作業によって荒れた箇所について取り決めに従って補修を行います。
- ・ 森林作業道については、管理者は必要に応じ、ゲートの設置や施錠など により一般者等の侵入を防ぐなど適正に管理します。
- ・ 伐採事業者が運材に使用した道路等については、管理者や森林所有者等 との取り決めに応じて、必要な補修等を行います。

### (7) 健全な事業活動

ア 労働安全衛生

- ・ 伐採事業者及び造林事業者は、労働安全衛生法を始めとする関係法令等 を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組みます。
- ・ かかり木処理やチェーンソーによる伐木作業等に関する厚生労働省の ガイドラインや、林業・木材製造業労働災害防止規程等を備え、具体的な 事項についてはこれを参照し作業を行います。
- ・ 現場には、作業主任者や伐木等の特別教育修了者などの必要な有資格者 を適正に配置するとともに、緊急連絡体制等を整備します。
- 林業機械の新たな導入、作業方法や作業手順の変更等を行う場合にはリ

スクアセスメントを実施し、危険予知ミーティングの実施等も含めて、危 険要因排除の取組を行います。

- ・ 労働安全には特に注意を払い、健康診断を定期的に実施するとともに、 熱中症や振動障害の予防など、従業員の健康維持の取組を行います。
- 死亡災害が多発しているかかり木処理作業など伐木造材作業や、車両系 林業機械の運転作業について、安全教育等を通じて安全作業を徹底します。

### イ 雇用の改善・事業の合理化

- ・ 伐採事業者及び造林事業者は、労働基準法を始めとする関係法令を遵守するほか、雇用通知書等による雇用管理関係の明確化、従業員の常用化等の雇用の安定化、社会保険、労働保険の加入など、労働条件の改善を図ります。
- ・ 日常の業務を通じた従業員の技術習得のほか、研修への計画的な派遣等 により、従業員の技術の向上を図ります。
- ・ 施業集約化による森林施業の実施の働きかけや、現場の地形条件等に適合した林業機械を活用した作業システムにより、効率的な施業を実施できる人材の育成を促進し、生産性の向上を図りながら、事業量の安定的確保を図ります。

### ウ 作業請け負わせ

- ・ 伐採事業者は、伐採搬出作業を他の事業体に請け負わせる場合は、条件 や内容等の明確な契約を文書で交わすこととします。
- ・ 伐採事業者又は造林事業者は、請負作業については、森林所有者から同意を得た伐採・更新計画の内容を遵守することを契約の条件とし、契約金額はそれに見合ったものとします。
- ・ 可能な限り、請け負わせ先の事業体が計画作成の段階から関与しておく こととし、計画変更などが、請け負わせ先、自社、森林所有者の三者間で 円滑に進むよう配慮します。

### 工 事業改善

・ 伐採事業者は、事業実施について、作業日報等による工程管理を行い、 伐倒、集材、造材、運材と、集材等と併せて行う機械地拵えの作業につい て、実行データを分析してボトルネックがあれば対処すること等を通じて、 事業活動の改善に取り組みます。